



金 沢 市 公 報

号外第12号の11

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
告 示		金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課) 2
金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正について (行政経営課)	1	平成3年告示第40号(金沢市駅前広場の区域について)の一部改正について (道路管理課) 2
金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (")	1	金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課) 2
公共工事の前金払取扱要綱の一部改正について (監 理 課)	1	金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 2

告 示

●金沢市告示第60号

金沢市行政改革推進本部設置要綱(平成7年告示第50号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表中「産業局長」を「経済局長 農林局長」に、「危機管理監 福祉健康局長」を「福祉局長 保健局長」に、「技監 会計管理者」を「土木局長 技監」に、「議会議務局長 農林部長 健康推進部長 土木部長」を「危機管理監 会計管理者 議会議務局長」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市告示第61号

金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表第1中「公益財団法人金沢芸術創造財団」を「公益財団法人金沢国際交流財団 公益財団法人金沢芸術創造財団」に、「財団法人金沢国際交流財団 社団法人金沢職人大学校」を「公益社団法人金沢職人大学校」に、「社団法人金沢市シルバー人材センター 財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター 社団法人金沢ボランティア大学校 財団法人金沢市スポーツ事業団」を「公益社団法人金沢市シルバー人材センター 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター 公益社団法人金沢ボランティア大学校 公益財団法人金沢市スポーツ事業団」に、「財団法人金沢総合健康センター」を「公益財団法人金沢総合健康センター」に改める。

別表第2中「文化政策課長 国際交流課長」を「国際交流課長 文化政策課長」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市告示第62号

公共工事の前金払取扱要綱(昭和63年告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2項中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に改める。

別表第1号の項を次のように改める。

(1) 土木建築に関する工事 (次号及び第3号に該当するものを除く。)	200万円以上の額	契約金額の4割以内の額	契約金額の2割以内の額
--	-----------	-------------	-------------

別表の摘要第1項中「300万円」を「200万円」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の契約の締結に係る公共工事の前金払について適用する。

●金沢市告示第63号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

●金沢市告示第64号

平成3年告示第40号（金沢市駅前広場の区域について）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

「金沢市都市整備局土木部道路管理課」を「金沢市土木局道路管理課」に改める。

●金沢市告示第65号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 若年者 第6条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。

第5条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、500,000円を超えないものとする。

第5条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定に該当する者が若年者である場合には、前項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第66号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「及び非木造既存建築物」を「、非木造既存建築物及び緊急輸送道路沿道建築物」に改め、同条第2号中「軸組構法による木造の住宅（共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）」を「木造の一戸建ての住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 非木造既存建築物 次に掲げる建築物のうち、木造以外の構造であり、かつ、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものをいう。ただし、緊急輸送道路沿道建築物を除く。

ア 一戸建ての住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1号に規定する用途に供する建築物

第2条第10号に次のただし書を加える。

ただし、特定住宅を除く。

第2条第10号オ中「(前号ア又はイに該当する者を除く。)」を削り、同号を同条第11号とし、同条第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緊急輸送道路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号に規定する建築物のうち、木造以外の構造であり、かつ、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものをいう。

第3条中「前条第9号及び第10号」を「前条第10号及び第11号」に改める。

別表中

		上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,300,000円を超えないものとする。	
非木造既存建築物	耐震診断		耐震診断に要する費用の3分の1に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。	を
			耐震設計に要する費用の6分の1に相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。	
			耐震改修工事に要する費用の100分の7.6（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る国の補助金の交付の対象となるものにあつては、100分の15.2）に相当する額以内の額とする。この場合において、耐震改修工事に要する費用の限度額は、当該耐震改修工事に係る既存建築物の延べ面積に、1平方メートル当たり47,300円（免震工法によるものにあつては、100,000円）を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超えないものとする。	

		上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,300,000円（共同住宅、長屋又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）の場合にあつては、600,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額）を超えないものとする。	
非木造既存建築物	耐震診断	一戸建ての住宅に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、200,000円を超えないものとする。	に
		共同住宅等に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。	
		上記以外の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の1に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。	
	耐震設計	一戸建ての住宅に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。	
		共同住宅等に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。	
		上記以外の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の1に相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。	
耐震改修工事	一戸建ての住宅に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,700,000円を超えないものとする。		
	共同住宅等に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、次に掲げる額のいずれか低い額を超えないものとする。		

		(1) 1,000,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額 (2) 100,000,000円
	上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の100分の7.6(住宅・建築物安全ストック形成事業に係る国の補助金の交付の対象となるものにあつては、100分の15.2)に相当する額以内の額とし、その額は、20,000,000円を超えないものとする。
緊急輸送 道路沿道 建築物	耐震診断	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。
	耐震設計	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円を超えないものとする。
	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。

改め、同表の備考を削る。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分からの補助金について適用する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷
平成24年(2012年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄